

## アクアライン・圏央道沿線地域基本計画

### 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

#### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

##### 【地理的条件等】

- ・ 本地域は、房総半島南部に位置する 11 市 8 町 1 村からなる地域であり、東京湾及び太平洋に囲まれている。
- ・ 東京湾臨海部は大規模な工業地帯である一方、内陸部や太平洋沿岸は 200～300m 級の山々が連なる緑豊かな房総丘陵からなっており、温暖な海洋性気候で快晴日数が多く過ごしやすい地域である。
- ・ 本地域の面積は約 24 万 4 千 ha、人口は約 191 万人であり、それぞれ県全体の約 47%、約 31%を占めている。

##### 【既存の産業集積等】

- ・ 本地域北西部に当たる東京湾臨海部は、大規模な製鉄所、石油化学コンビナート、発電所等が立地する京葉工業地域の南端部を形成している。一方、内陸部には、電子デバイスをはじめ多種多様なものづくり産業が存在し、「かずさアカデミアパーク」には研究開発型企業の集積が進みつつある。
- ・ 本地域の製造業の概況について見ると、事業所数は 1,336 (県全体の 20.4%)、従業者数は 63,488 人 (同 27.4%)、製造品出荷額等は約 8 兆 1,600 億円 (同 57.0%) となっている。製造品出荷額等の業種別構成比としては、石油製品・石炭製品製造業、化学工業及び鉄鋼業の割合が高い。(平成 19 年工業統計調査)
- ・ 本県は平成 19 年農業産出額が 4,119 億円で全国 2 位であり、本地域でも様々な作物が生産されているが、中でも果樹・花き栽培が盛んである。また、平成 19 年海面漁業漁獲量は 17 万トンで全国 7 位であり、本地域ではイセエビやアワビ漁が盛んである。
- ・ 海水浴場や海産物グルメ、各種観光施設といった観光資源に恵まれており、東京湾アクアラインを利用した東京・神奈川方面からの来県も多く、平成 20 年の観光入込客総数は 3,734 万人地点 (平成 20 年観光入込調査) であった。

##### 【インフラ整備状況等】

- ・ 幹線道路網としては、京葉道路、東関東自動車道館山線、富津館山道路、国道 16 号、国道 410 号等が県南部への、また国道 128 号、国道 297 号、国道 465 号等が太平洋沿岸部へのネットワークを形成している。現在整備中の首都圏中央連絡自動車道 (圏央道) の完成により、東京湾アクアライン方面や成田国際空港・常磐道方面へのアクセスが飛躍的に改

善するなど、今後さらに道路環境の向上が見込まれる。

- ・ 鉄道網としては、内房線、外房線、久留里線の JR 各線が全域をカバー、小湊鐵道、いすみ鐵道といった私鉄が整備されている。
- ・ 海上交通としては、東京湾フェリーが富津市金谷と横須賀市久里浜を結んでいる。
- ・ 港湾施設としては、特定重要港湾である千葉港、重要港湾である木更津港、特定地域振興重要港湾である館山港がある。特に、木更津港では、公共埠頭として水深 12m 岸壁 2 バース目が平成 20 年度に供用開始となった。
- ・ 工業用水としては、県企業庁により千葉地区、五井市原地区、五井姉崎地区、房総臨海地区及び木更津南部地区の各工業用水道が富津市以北の東京湾岸及び茂原市に供給されている。

#### (目指す産業集積の概要について)

- ① 本地域東京湾臨海部は我が国有数のコンビナートであり、同地域に立地する石油化学・石油精製・鉄鋼・エネルギー各企業は本県経済の大黒柱としての役割を担っている。原油価格の高騰や国際競争の激化といった事業環境の下、地球温暖化をはじめとする環境問題への対応が求められる中、臨海コンビナート関連産業のさらなる集積、活性化及び競争力強化を図る。
- ② 臨海部の企業が持つバイオマス、太陽光発電等の再生可能エネルギーや燃料電池等の環境調和型エネルギー等の技術の蓄積を中心に、新エネルギー関連産業の集積を図る。
- ③ 本地域内陸部においては、電子デバイスをはじめとする高度なものづくり産業の集積、及び(財)かずさ DNA 研究所や(財)製品評価技術基盤機構 (NITE) バイオテクノロジー本部を中心に研究機関の集積がある。さらにこれら産業・研究機関の保有技術の高度化や独創的な新製品開発等を通じた新規事業展開への取組を促進するために、ものづくり関連産業の集積を図る。
- ④ 農林水産物の一大供給地であり、首都圏という大消費地へのアクセスに優れる本地域において、食品関連産業の集積を目指す。
- ⑤ 豊富な観光資源を持ち、東京湾アクアラインにより首都圏とのアクセスが容易である本地域において、観光客誘致を促進し、本県観光産業のさらなる振興を図る。

#### (2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	1 兆 4,787 億円	1 兆 5,526 億円	5.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
<b>産業用共用施設の整備等</b>					
産業用地の整備 (県、市町村等)	●	→	→	→	→
共用機器設備の整備 (県、市町村、(財)千葉県産業振興センター、(財)かずさ DNA 研究所)	●	→	→	→	→
<b>人材育成・確保</b>					
ものづくり人材の育成・確保 (県、市町村等)	●	→	→	→	→
製造中核人材育成事業 (県、(財)千葉県産業振興センター)	●	→	→	→	→
バイオ関連産業人材の育成・確保 (県、(財)千葉県産業振興センター、研究機関等)	●	→	→	→	→
IT 関連産業人材の育成・確保 (県、(財)千葉県産業振興センター等)	●	→	→	→	→
ジョブカフェちばの運営 (県、(財)千葉県産業振興センター)	●	→	→	→	→
<b>技術支援</b>					
産学官連携による技術支援等 (県、市町村、(財)千葉県産業振興センター)	●	→	→	→	→
<b>その他</b>					
千葉県企業立地促進条例 (県)	●	→	→	→	→
企業誘致の推進、優遇措置 (県、市町村)	●	→	→	→	→
千葉県物流戦略 (県)	●	→	→	→	→

千葉県知的財産戦略 (県)	●	→							
エネルギーフロントランナーち ば推進戦略(県)	●	→							
ちば中小企業元気づくり基金 (県、(財)千葉県産業振興センター)	●	→							
ちば農商工連携事業支援基金 (県、(財)千葉県産業振興センター)	●	→							
地域力連携拠点事業 (商工団体、(財)千葉県産業振興 センター)	●	→							
大学・研究機関との連携強化 (県、市町村、大学等、(財)千葉 県産業振興センター)	●	→							

## 2 集積区域として設定する区域

### (区域)

館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町の11市8町1村

設定する区域は、平成21年4月1日現在における行政区画により表示したものである。

※ なお、この区域に含まれる自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び環境省指定の特定植物群落、シギ・チドリ類渡来湿地、特別緑地保全地区及び近郊緑地保全区域等の環境保全上重要な地域については集積区域より除くものとする。ただし、同地域内であっても工業団地等別紙に示す区域について集積区域とする。また、国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な分散を招かないよう十分配慮するものとする。

### (集積区域の可住地面積)

124,664ha

### (各市町村が集積区域に指定されている理由)

本地域には臨海部に大規模な、内陸部に中小規模な工業団地が存在するとともに、東京湾

アクアライン、東関東自動車道館山線をはじめとする幹線道路等により首都圏という巨大市場へのアクセスにも優れているため、産業活動が活発であり、観光をはじめとする人の往来も盛んである。さらに、自然環境にも恵まれ、観光資源や豊富な農林水産物を活用した事業展開も期待できるなど、地理的・経済的な一体性を持つため、産業集積の形成及び高度化を図るのに適当な本 11 市 8 町 1 村を集積区域として指定するものである。

### 3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

#### (区域)

①かずさアカデミアパーク（木更津市・君津市）、②かずさアクアシティ（木更津市）③潤井戸地区（市原市）、④富津地区工業用地（富津市）を特に重点的に企業立地を図るべき区域とする。なお、その他の地域については当面指定しないが、必要に応じて計画の変更により対応する。

所在地地番等は別添一覧表にて示す。地番は平成 21 年 1 月 1 日現在の表示による。

### 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

#### (工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

当面は特例措置を実施せず、実施する必要がある場合は、計画の変更により対応する。

### 5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

#### (1) 業種名

##### (業種名又は産業名)

- ① 臨海コンビナート関連産業
- ② 新エネルギー関連産業
- ③ ものづくり関連産業
- ④ 食品関連産業
- ⑤ 観光関連産業

##### (日本標準産業分類上の業種名)

指定集積業種の名称	日本標準産業分類
① 臨海コンビナート関連産業	16 化学工業（165 医薬品製造業 を除く）
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業

	44 道路貨物運送業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業（484 こん包業 に限る） 71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所 に限る）
② 新エネルギー関連産業	16 化学工業（165 医薬品製造業 を除く） 23 非鉄金属製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所 に限る）
③ ものづくり関連産業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業 を除く） 12 木材・木製品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（276 武器製造業 を除く） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 （312 鉄道車両・同部品製造業 を除く） 32 その他の製造業 37 通信業（3719 その他の固定電気通信業 に限る） 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 44 道路貨物運送業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業（484 こん包業 に限る） 71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所 に限る）
④ 食品関連産業	01 農業（植物工場〔環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう〕に限る）

	<p>09 食料品製造業</p> <p>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業 を除く）</p> <p>14 パルプ・紙・紙加工品製造業 （145 紙製容器製造業 に限る）</p> <p>18 プラスチック製品製造業 （1892 プラスチック製容器製造業 に限る）</p> <p>21 窯業・土石製品製造業 （2114 ガラス容器製造業 に限る）</p> <p>24 金属製品製造業 （241 ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業 に限る）</p> <p>26 生産用機械器具製造業 （2641 食品機械・同装置製造業、2645 包装・荷造機械製造業 に限る）</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業（484 こん包業 に限る）</p> <p>52 飲食料品卸売業</p> <p>71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所 に限る）</p>
⑤ 観光関連産業	<p>09 食料品製造業</p> <p>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業 を除く）</p> <p>52 飲食料品卸売業</p> <p>75 宿泊業（751 旅館、ホテル に限る）</p>

## （2）（1）の業種を指定した理由

<p>① 臨海コンビナート関連産業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本地域東京湾臨海部には、大規模製鉄所を中心とした鉄鋼関連産業、大規模発電所や LNG 基地及び石油化学・石油精製コンビナートが立地し、素材型産業及びエネルギー産業をはじめとする臨海コンビナート関連産業の一大拠点を形成している。</li> <li>・ しかし、近年の原油価格高騰や国際競争激化により事業環境が変化し、地球温暖化をはじめとする環境問題対策として低炭素社会の実現が世界的に求められている等、臨海コンビナート関連産業を取り巻く環境は厳しさを増している。</li> <li>・ 本県では、京葉臨海コンビナート地域の競争力強化、環境調和及び企業と地域の共生を推進し、持続的な発展を目指す「エネルギーフロントランナーちば推進戦略」を、平成 19 年に京葉臨海コンビナートの主要 11 社ととりまとめたところである。</li> <li>・ 以上のことから、本地域における臨海コンビナート関連産業のさらなる集積、活性化及び競争力強化を目指して、上記の業種を本地域の集積業種として指定するものである。</li> </ul>
--

## ② 新エネルギー関連産業

- ・ 上記のとおり本地域の臨海コンビナート関連産業は、高効率・低環境負荷の技術や省エネ・新エネ技術の研究開発への取り組みを強化しているところであり、バイオマス、太陽光発電等の再生可能エネルギーや燃料電池等の環境調和型エネルギーといった環境・省エネ技術を蓄積しつつある。これら技術に対する需要は世界的なものへ高まることが予想され、今後それらの実用化、量産化へ向けて新エネルギー関連産業の集積が期待できる。
- ・ 以上のことから、本地域における新エネルギー関連産業の集積、活性化及び競争力強化を目指して、上記の業種を本地域の集積業種として指定するものである。

## ③ ものづくり関連産業

- ・ ものづくり産業は、生産の振興、新産業の創造、雇用の創出など、あらゆる領域にわたり産業の発展を支え、生活の向上に貢献するものであるが、技術革新のサイクルが短くなっている現代では先端技術を活用したものづくりは企業の成長に必須なものとなっている。
- ・ また、バイオテクノロジーは従前から酒、味噌といった食品や有機化学工業品の発酵に利用されてきたが、近年は遺伝子組み換え技術や細胞融合技術といった技術革新に伴い、医療・医薬品、情報処理、高機能食品、環境・エネルギー等幅広い分野での応用がなされ、産業として高いポテンシャルを持っている。
- ・ 本地域内陸部には電子デバイスをはじめとする高度なものづくり産業の集積があるとともに、バイオテクノロジーの発展を支える(財)かずさ DNA 研究所や(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の施設が立地し、太陽光発電や新素材開発などの次世代を担う開発型産業の集積が始まっている。
- ・ この傾向は、圏央道など高速道路網の整備推進や東京湾アクアライン料金引下げ社会実験によって都内及び京浜地域との交流環境が向上したことによって益々加速されることが見込まれており、現に東京湾アクアラインの着岸地周辺には対岸に勤務する人々が家族とともに移住してきている。
- ・ このことは、本地域内陸部が、ものづくり関連産業が多く立地し過密化した京浜工業地帯の拡張を吸収する機能を担い始めたと見ることができる。
- ・ 以上のことから、東京湾岸エリアの産業圏が新しい発展段階に進むことを支えるために必要な基盤整備を進めつつ、既存の産業・研究機関の集積を背景に、高度なものづくりやバイオテクノロジー等の先端技術を活用した産業の集積、活性化及び競争力強化を目指して、上記の業種を本地域の集積業種として指定するものである。

## ④ 食品関連産業

- ・ 首都圏という大消費地に位置しながら農林水産業が盛んな本県は、食品の一大供給地と

なっており、食料品製造業の都道府県別製造品出荷額でも全国有数である。

- ・ 農商工連携は、異分野の産業が相互の経営資源を活用して新商品や新サービスの開発を目指すものであり、事業者の経営を改善し地域経済を活性化することが期待される。野菜、果物、果樹及び花きといった農産物や、イセエビ、アワビをはじめとする豊かな水産物等、地域資源が豊富である本地域においては、農林漁業者と商工業者の連携による農商工連携等の取組を活発化させることで、生産者との連携強化や商品の高付加価値化への取り組みを推進することにより、「食の安全・安心」をはじめとする消費者からの要請に応えることができるとともに、地域経済を活性化することが期待できる。
- ・ さらに、本地域では清酒の醸造も盛んであり、県産業支援技術研究所では醸造業者を対象として、清酒醸造用新酵母の開発、酒造好適米品種の開発等を行うなど、同業種の振興に努めている。
- ・ また、植物工場は、土地利用の高度化、製品の安定供給、食の安全・安心確保等といった様々なメリットを持つ。首都圏という大消費地に位置する本地域はこれらのメリットを最大限に活かせる立地環境にあるため、立地促進を図りたい。
- ・ 以上のことから、本地域における食品関連産業の集積、活性化及び競争力強化を目指して、上記の業種を本地域の集積業種として指定するものである。

#### ⑤ 観光関連産業

- ・ 本地域は、南房総地域の海・山という豊かな自然環境や農産物、海産物、各種観光施設等の観光資源に恵まれており、東京湾アクアライン料金引下げ社会実験の効果等により首都圏からの観光客数は増加の一途である。
- ・ 今後、圏央道の完成による道路網の利便性向上に伴い、国内外からの観光客増加が見込まれることから、本地域の観光資源を積極的に PR しつつ、多様化する観光ニーズに対応すべく観光施設の経営力向上や新商品・新サービスの開発に努める必要がある。
- ・ 以上のことから、本地域における観光関連産業の集積、活性化及び競争力強化を目指して、上記の業種を本地域の集積業種として指定するものである。

### 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	50 件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	7,783 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	1,800 人

**7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施す**

## る者及び当該事業の内容

### (産業用共用施設の整備等に関する事項)

#### (1) 産業用地

- ・ 本地域には、22 産業用地が整備済みであり、4 産業用地が分譲中又は造成中である。
- ・ 企業の多様な用地ニーズに応えるため、分譲中の産業用地に関する情報提供のみならず、未利用地情報や民有地情報を積極的に収集、提供している。

#### (2) 産業用共用施設の整備

さらなる産業集積と活性化を図ることを目的に、千葉県産業支援技術研究所、(財)千葉県産業振興センター及び(財)かずさ DNA 研究所等が県内中小企業等の技術力や研究開発力の向上への支援事業を実施するため、研究開発機器等の整備を進めている。

### (人材の育成・確保に関する事項)

#### (1) ものづくり人材の育成・確保

##### ① ものづくり技術高度化支援研修事業

ものづくり現場における技術の高度化を支援するため、県産業支援技術研究所が、企業の中堅・若手職員を対象とした高度な技能研修を実施する。

##### ② 高等技術専門校における人材育成の充実

ものづくりの現場力を高めるため、県立高等技術専門校（市原）における職業訓練に加え、中小企業等の従業員を対象とする短期の技能訓練（在職者訓練）を充実させ、ものづくり人材の育成を図る。

##### ③ 高校生のものづくり実践教育

企業と工業高校（工業科併設校含む）及び県立校等技術専門校が連携して、ものづくり産業人材育成のためのプログラム開発及び普及を行い、企業ニーズを考慮した人材の育成を図る。

#### (2) 製造中核人材育成事業

産業界と大学が連携し、京葉臨海コンビナートの中核人材（シフトリーダー・ミドルマネジメント層）を育成するための講座を実施する。

#### (3) バイオ関連産業の人材育成・確保

全県的な産学官連携組織である「千葉県バイオ・ライフサイエンス・ネットワーク会議」や「ちばバイオネットワーク」が、産官学共同研究のコーディネートやセミナー開催をはじめとする様々な事業を行い、企業間の交流等を通じた人材の育成、人材情報の共有化を図る。また、バイオ分野は他分野と比較しても専門性が非常に高く、当地域内から人材を供給するには、将来を担う世代に科学への興味を持ってもらうことが重要であるため、中・

高校生への体験教室等を通じて人材の育成を図る。

#### (4) IT 関連産業人材の育成・確保

県内 IT 関連企業（団体）や情報関連大学、IT 産業振興の産学官民連携組織と一体となって、「産学官連携ちば IT 実学セミナー」等の実践的なセミナーや研修を県内情報関連大学等で開催し、IT 人材の育成・確保を図る。

#### (5) ジョブカフェちば

ジョブカフェとは、平成 15 年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置づけられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを 1 ヶ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンターである。千葉県では、平成 16 年に「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」を設置し、(財)千葉県産業振興センターを中心に若年者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供するとともに、中小企業を主な対象とした採用活動の支援を実施している。

### (技術支援等に関する事項)

#### 産学官連携による技術支援等

産学官連携により、次のとおり研究開発から販路開拓までの一貫した支援を行う。

##### ① 千葉県産業支援技術研究所（千葉市）

県内産業の総合的な試験研究機関として、県は千葉県産業支援技術研究所を設置し、中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、食品・醸造・バイオ・化学・情報・機械・金属分野等の企業に対し、そのニーズに応えるため研究開発、技術相談・支援、依頼試験等の様々な支援を行っている。

##### ② 千葉県知的所有権センター（千葉市）

特許流通アドバイザーによる大企業が保有する未利用特許及び大学の研究成果等の流通促進や、特許情報活用支援アドバイザーによる特許電子図書館の特許情報等の検索支援や情報提供等といった事業を行い、中小企業等の技術開発及び事業化などを支援している。

##### ③ (財)千葉県産業振興センター（千葉市）

(財)千葉県産業振興センターは、下記のブランチ等を中心に、産学官連携のもと、産業技術の向上、中小企業の経営の革新等に関する諸事業を総合的に推進し、商工業の全般にわたる振興を図るとともに、新産業の創出を支援している。

##### ・ 千葉県東葛テクノプラザ（柏市）

千葉県が設置し、(財)千葉県産業振興センターが運営する千葉県東葛テクノプラザは、産学官の研究交流を軸に県内企業等の技術力や研究開発力の向上と、新規分

野への参入等を支援する総合産業支援機関である。東葛テクノプラザでは、インキュベータ事業をはじめ企業等との産学官連携による共同研究、マッチング及び企業間ネットワークの形成を促進するほか、機械・電子関連産業を主体とした依頼試験の実施、試験研究機器等の貸し出し、県内中小企業等が抱える技術・経営の諸問題についての相談を行っている。

- ・ 創業・経営革新センター（船橋市）

創業・経営革新センターは、創業・ベンチャー・経営革新を目指す起業家・県内中小企業に対し、情報提供、相談・助言、専門家派遣、事業可能性の評価等を行い、創業・経営革新等を目指す企業等を総合的に支援している。また、当センターは(独)中小企業基盤整備機構のインキュベーション施設であるベンチャープラザ船橋に入居しており、ベンチャープラザ船橋と連携して入居企業をはじめとする中小・ベンチャー企業の支援を行なっている。

### （その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

#### （1）千葉県企業立地促進条例

本県は平成17年に「企業立地の促進に関する条例」を制定し、地域経済に大きくかつ広範にわたり経済波及効果をもたらす企業の立地促進、成田国際空港や工業団地をはじめとする各種産業基盤の優位性を活かした企業の立地促進、地域間格差の是正に配慮しつつ市町村の活性化につながる企業の立地促進を基本方針と定め、企業立地の促進のための施策を総合的に推進している。

#### （2）企業誘致の推進、優遇措置

当該地域への企業の誘致については、国内はもちろん海外に向けても積極的にPR活動を行うとともに、企業誘致のインセンティブとして、補助・優遇制度等の活用を図る。

#### （3）千葉県物流戦略

東京湾アクアラインや圏央道による交通アクセスの向上や、成田国際空港の国際航空貨物取扱量の増大が見込まれる中、国際的・広域的な物流基盤の整備とネットワーク化を図りつつ、時代を先導する物流関連産業の誘致及び育成により物流産業の集積を一層推進するとともに、本県における物流の効率化・高度化を推進するために、平成19年6月に千葉県物流戦略を策定した。

#### （4）千葉県知的財産戦略

中小・ベンチャー企業の知的財産の創造・保護・活用の総合的な推進を目指して平成18年3月に策定した「千葉県知的財産戦略」に基づき、①産学官連携、研究開発の推進による知的財産の創造の促進、②知的財産の権利化・保護に関する総合支援体制の強化、③付加

価値の高い製品化に向けた支援を積極的に行い、県内産業の活性化を推進する。

(5) エネルギーフロントランナーちば推進戦略

近年の原油価格の高騰や国際競争の激化、地球温暖化問題等を踏まえ、本地域の持続的な発展を目指して平成19年6月に策定した「エネルギーフロントランナーちば推進戦略」に基づき、企業間連携による競争力の強化、環境と経済の調和及び地域との共生に向けた取組を推進している。

(6) ちば中小企業元気づくり基金

(財)千葉県産業振興センターは平成20年9月、(独)中小企業基盤整備機構、千葉県及び県内金融機関からの貸付金を原資として「ちば中小企業元気づくり基金」を造成し、その運用益により中小企業の創業・経営革新、地域資源を活用したビジネスモデルの構築、人材の育成・確保等に対する支援を行っている。

(7) ちば農商工連携事業支援基金

(財)千葉県産業振興センターは平成21年9月、(独)中小企業基盤整備機構及び千葉県からの貸付金を原資として「ちば農商工連携事業支援基金」を造成し、その運用益により中小企業者と農林漁業者の連携体による新商品づくりや販路開拓等の取り組みに対する助成を行っている。

(8) 地域力連携拠点事業

千葉県商工会連合会、勝浦市商工会、市原商工会議所、千葉県中小企業団体中央会及び(財)千葉県産業振興センターは、国から地域力連携拠点事業を受託し、①IT を活用した経営管理、②経営革新、③地域資源活用、④農商工等連携、⑤創業支援、⑥事業承継、⑦知的財産経営の7つを重点事業として、中小企業の経営基盤強化のための支援を行っている。

(9) 大学・研究機関との連携強化

(財)かずさ DNA 研究所をはじめとする試験研究関係機関や各大学等と県、市町村、(財)千葉県産業振興センター等との連携を強化し、共同研究の推進や技術指導相談体制の確立等を図る。

## 8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

産業集積の形成等に当たっては、自治体と民間事業者、商工会や商工会議所等の地域の経済団体、地域の大学をはじめとする研究機関、教育機関等との緊密なネットワークを構築し、施策の広報から個別具体的な事業への支援や協力まで、様々な活動に取り組むことが重要であ

る。

このため、本地域では、「千葉県アクアライン・圏央道沿線地域産業活性化協議会」を設置し、基本計画の内容に係る事項のほか、臨海コンビナート関連、新エネルギー関連、ものづくり関連、食品関連、及び観光関連の各産業の立地、並びにこれら産業の高度化に資する人材育成をはじめとする事業環境の整備等について協議等を行い、関係者間で連携を図りながら、産業集積の形成及び産業集積の活性化に取り組むこととする。

## 9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

千葉県では、平成15年度に商工労働部内に企業立地施策の専門部署である企業立地課を設置し、企業の意思決定から操業開始が迅速かつ円滑に進むよう、県及び市町村における担当窓口を明確にして、情報提供、許認可等の手続き、人材確保及び地元との調整等さまざまな面で、企業ニーズに応じたきめ細かなサービスをワンストップで提供している。

支援体制としては、副知事をトップとし庁内関係部局長で構成する全庁的組織である「千葉県企業等誘致推進本部」を設置し、トップセールスや情報収集・提供等の企業誘致活動に取り組み、企業からの要望等にも迅速に対応することとしている。

また、県、市町村や工業団地を造成・分譲する民間事業者、金融機関等とで構成する「千葉県企業誘致推進連絡協議会」を組織し企業誘致に全県をあげて官民一体で取り組んでいる。

## 10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

### (環境の保全への配慮)

環境保全に関する施策の基本として、「環境基本法」に基づき、本県では平成7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定した。本条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものである。

この基本理念を実現するための環境政策のマスタープランとして、平成20年3月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この下に個別分野ごとの計画等を定め、環境保全のための具体的な施策を推進している。「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなの力で築き、次の世代に伝えていく」を基本目標とした本計画の策定にあたっては、県民参加の「千葉県環境基本計画策定委員会」が中心となり、県内20箇所で開催した「千葉県環境づくりタウンミーティング」を開催した。この計画では、「すべての県民が環境について考え、行動する」という考え方と「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という考え方を併せて「環境自治」と名付けている。また、事業者の役割として、環境に関する法令等の遵守を徹底することに加え、自らの事業活動に関する環境情報の提供や県民とのコミュニケーションに積極的に取り組むことを求めており、企業立地に際してもこの考えに沿って、必要に応じて地域住民への説明会を開催する等、地域社会の中で、他の主体との協力・連携を図りながら、地域の環境を守り育て

る活動に取り組むこととしている。

また、本地域東京湾臨海部（木更津市・市原市・君津市・富津市・袖ヶ浦市）においては、企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定すること等により地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、主要企業と公害防止協定を締結している。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定（基本協定）」と、同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定（細目協定）」からなっている。

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めており、細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を明示して定めている。

#### **（安全な住民生活の保全への配慮）**

本県では、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月には、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針等を策定し、犯罪の起こりにくい施設づくりを進めることにより犯罪から県民を守る取組を推進している。

企業立地をはじめとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、本条例等の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で安心して住みよい地域社会を実現するため、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

##### ・ 防犯設備の整備

事業所等の付近で地域住民等が犯罪被害に遭わないようにするため、防犯カメラ、照明設備の設置等に努める。

##### ・ 防犯に配慮した施設の整備・管理

犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する道路、公園、駐車場等の普及を図るとともに、植栽の適切な配置及び剪定による見通しを確保するほか、施設管理を徹底し安全確保に努める。

##### ・ 従業員に対する防犯指導

外国人を含む従業員に対して法令遵守や犯罪被害防止、交通安全等に関する指導を行う。

##### ・ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う通学路の子どもの見守りを含む防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品、場所の提供等の協力を努める。

- ・不法就労の防止

事業者が外国人労働者を雇用する場合には、旅券等により就労資格の有無を確認するなど、不法就労防止の徹底を図る。

- ・地域住民との協議

産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、地域住民の意見を十分に聴取する。

- ・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者の管轄警察署への連絡体制を整備する。

### 1 1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農用地等を含む重点促進区域は次のとおりで、農振農用地区域外である。

(1) かずさアクアシティ（木更津市）

- ・重点促進区域面積 37,267 m<sup>2</sup>
- ・上記のうち農用地等面積 37,267 m<sup>2</sup>
- ・調整等の状況

当該区域は市街化区域内である。

立地企業が決定した際は、必要に応じて関係機関と協議しつつ、農地転用手続きを進めていく。

### 1 2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

(地域産業活性化協議会の設置)

本地域の基本計画策定にあたっては、県、市町村及び関係機関等により構成される「千葉県アクアライン・圏央道沿線地域産業活性化協議会」を設置し、産業集積の形成又は活性化に関し必要な事項等について協議する。また、必要に応じて協議会を開催し、基本計画の変更や計画目標の進捗状況の把握等について協議する。

### 1 3 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成26年度末までとする。

**別紙**

**自然公園、鳥獣保護区等の区域のうち集積区域とする区域**

市町村名	集積区域とする区域	集積区域とする理由	備考
木更津市	かずさ鎌足の一部の準工業地域	木更津鳥獣保護区内であるが、準工業地域に指定されており、当該区域にはかずさアカデミアパークが所在するなど既に工場等の集積がある。そのため、当該区域内での工場等の新增設又は既存企業の事業高度化に対応するため集積区域とするものである。	鳥獣保護区
勝浦市	松野及び小松野の各一部の松野蓮ヶ台工業団地	総野鳥獣保護区内であるが、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に定められており、当該地区には既に工場等の集積がある。そのため、当該区域内での工場等の新增設又は既存企業の事業高度化に対応するため集積区域とするものである。	鳥獣保護区
市原市	潤井戸、下野、喜多及び下野飛地の各一部の工業地域及び工業専用地域	市津鳥獣保護区内であるが、工業地域及び工業専用地域に指定されており、当該区域には潤井戸工業団地が所在するなど既に工場等の集積がある。また、潤井戸特定土地区画整理事業区域の工業専用地域内においては、新産業、研究開発型の企業立地を促進することとしている。そのため、当該区域内での工場等の新增設又は既存企業の事業高度化に対応するため集積区域とするものである。	鳥獣保護区
	牛久及び中の各一部の準工業地域	南総鶴舞鳥獣保護区内であるが、準工業地域に指定されており、当該区域には既に工場等の集積がある。そのため、当該区域内での工場等の新增設又は既存企業の事業高度化に対応するため集積区域とするものである。	鳥獣保護区

※ 鳥獣の生息環境の保全に配慮し、現行の法制度に基づく各種規制に従って産業集積を行う。